

災害時における応急生活物資の海上及び 陸上輸送の協力に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社小樽支店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市地域に地震、豪雨、豪雪、暴風その他の異常な自然現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、食料、生活雑貨品、医薬品及び防災資材等の物資（以下「物資等」という。）の海上及び陸上輸送（以下「輸送」という。）について、甲が乙に協力を要請する手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、石狩市災害対策本部を設置し、災害時の物資等の輸送を必要とするときは、乙に対して輸送の協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲の前条の要請は、石狩市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 要請に当っては、次に掲げる事項を口頭又は電話等の手段をもって連絡するものとし、事後、別に定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 輸送の手段
- (3) 輸送コンテナ数又は車両台数
- (4) 輸送時期及び期間
- (5) 輸送場所及び担当部局の名称と担当者名
- (6) その他必要な事項

（輸送業務）

第4条 甲の要請により輸送に従事する者は、本部長の指揮に従い、物資等の輸送業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、別に定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 従事した船舶、車両及び従事者の名簿
- (2) 従事した日数及び距離
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 輸送の協力に要した経費は、甲の負担とする。

（経費の請求）

第7条 乙は、輸送活動実績を集計し、甲に対して一括に請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、石狩市に規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は災害時における円滑な輸送協力を図れるよう、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定及び事務手続に関する連絡責任者は、甲にあつては石狩市総務部長、乙にあつては石狩海運事業所長とする。

(情報の提供)

第12条 乙は、輸送諸活動中に覚知した災害被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(職員の同乗等)

第13条 本部長は、必要に応じて、乙の輸送船舶又は車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙が輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、本部長に職員の同乗を要請することができる。

(協定の円滑化)

第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練に乙への参加の要請をするものとする。

2 乙は、甲から防災訓練参加の要請があった場合は、協力が円滑に行われるよう、積極的に参加するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、甲と乙は、定期的に協議を続けるものとする。

(通知)

第15条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、一般避難場所など防災関係資料を修正する都度、乙に通知するものとする。

2 定期的な協議は、相互がそれぞれに通知したときに協議して定め、実施するものとする。

(雑則)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項については、双方協議して実施細則に定めるものとする。

第17条 この協定は、平成9年10月3日からその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年10月3日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 齊 藤 英 二

乙 石狩市新港西2丁目
日本通運株式会社小樽支店

支 店 長 中 川 健 吉